

# 参 考 資 料

・ 個人情報の保護に関する法律（抄）	1 P
・ 要援護者情報の共有について	
・ 別紙 1 リーフレット（助け合いのネットワークを地域みんなで進めましょう！）	2 P
・ 別紙 2 民間事業者との協定書のひな形	3 P
・ 別紙 2 - 1 民間事業者との協定書のひな形	4 P
・ 別紙 2 - 2 民間事業者との確認書のひな形	5 P
・ 別紙 3 要援護者を把握するための取組について	6 P
・ 別紙 4 ○○市町村 庁内関係部署連携会議設置要綱（例）	7 P
・ 別紙 5 孤立死に係る状況報告書	8 P
・ 別紙 5 記載例 ～ 孤立死に係る状況報告書	9 P
・ 別紙 6 ○○振興局地域での見守り体制連携連絡会議設置要綱（例）	10 P
・ 別紙 7 ○○振興局 庁内関係部署連携会議設置要綱（例）	11 P
・ 別紙 8 地域での見守り活動連携会議設置要綱	12 P
・ 要援護者の見守り体制づくりに係る通知等	13 P
・ 各総合振興局（振興局）への報告先一覧	14 P

○ 個人情報の保護に関する法律（抄）（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 （略）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 （略）

○ 要援護者情報の共有について

いざというときの円滑かつ迅速な支援等に結びつけるため、平常時から関係機関において、支援等の必要な限度で、要援護者情報の共有を図っていることが求められます。

なお、個人情報保護法においては、目的外利用・第三者提供をする場合には、あらかじめ本人の同意を必要としています。個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供を可能とする規定を活用することも考えられます。

<個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例>

- ・ 「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・ 「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
- ・ 「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」 など

# 誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくために 助け合いのネットワークを地域みんなで進めましょう!

## ～「孤立死」を防ぐために～

孤立死を未然に防ぐために大切なことは、地域全体で日常的に「見守る」ことです。  
北海道に住む地域の人々で、「支え合い」しましょう。

### 「見守り」が必要な方とは



ひとり暮らしの高齢者  
高齢者のみで暮らしている方  
障がいのある方  
病気の方 など

### 「見守り」とは例えば・・・

#### ～ご近所で～

声を掛け合しましょう。  
地域の行事と一緒に参加しましょう。  
普段と違う様子がないか気配りをしましょう。

～地域の人々で～  
日々の「あいさつ」をしましょう。

～お仕事で～  
日常業務の中で、さりげなく日常生活を見守りましょう。

### ～こんな「変化」はありませんか?～

- 夜でも、室内の電気がついていない。
- 同じ洗濯物が、干されたままになっている。
- 以前と比べて、動作が不自由になっている。
- いつも来る方がお店に来ない。
- 最近、庭の手入れやゴミ処理がされていない状態が続いている。
- 訪問の際、玄関のドアが開いているのに、返事がない。
- 何度訪問しても会えず、郵便物や新聞がたまっている状態が続いている。
- 屋間、いつも室内の電気がついたままになっている。
- 玄関のドアなどが、開いたままになっている。
- 以前と比べて、意思疎通が困難になった。
- 異臭・異音がする。

このような変化に気づいたら・・・

まずは、市町村、総合振興局・振興局の窓口にお知らせください。



#### <連絡先>

〇〇町〇〇課〇〇係      電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
〇〇振興局社会福祉課      電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【民間事業者との協定書のひな形】

〇〇〇市町村における高齢者等の見守り支援に関する協定

高齢者及び生活支援の必要な住民（以下「高齢者等」という。）の見守り及び支援に関する協力について、〇〇〇市町村（以下「甲」という。）と〇〇〇民間事業者は（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、連携して、高齢者等が住み慣れた地域で安心した日常生活ができるよう支援することを目的とする。

（協力体制）

第2条 乙は「〇〇〇市町村高齢者等支援ネットワーク」の協力機関として連携を図るものとする。

（協力内容）

第3条 乙は高齢者等の自宅及び活動地域において、高齢者等の異変に気付いた場合、該当地（地域包括支援センター・基幹相談支援センター等）又は甲に通報するものとする。

また、緊急を要する場合は、乙において警察や消防へ通報するものとする。

（責任の免除）

第4条 乙は第3条の規定による通報を行うことができなかった場合であっても、甲及び第三者に対して責任を負わないものとする。

（個人情報保護）

第5条 乙は甲又は該当（地域包括支援センター・基幹相談支援センター等）との連携通報において、知り得た高齢者等の個人情報について、緊急通報先（警察・消防）の通報以外に利用しないものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。  
ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は更に有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第7条 甲と乙は、この協定の内容に変更が生じた場合は、甲乙双方で協議し、必要に応じ協定書を変更し、再度締結するものとする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が各々押印のうえ、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇〇市町村  
〇〇〇長 ○ ○ ○ ○

乙 〇〇〇市町村北〇条東〇丁目〇ー〇  
〇〇〇民間事業者  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

【民間事業者との協定書のひな形】

〇〇〇市町村地域見守りネットワークに関する協定書

〇〇〇市町村（以下「甲」という。）と〇〇〇民間事業者（以下「乙」という。）は、〇〇〇地域見守りネットワークにおける地域見守り活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第 1 条 甲及び乙は、お互いに協力し、高齢者や障がい者、子どもたちが住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう、地域見守り活動を行うものとする。

2 乙は、地域見守り活動の中で、住民に関する異変を察知したときは、速やかに甲に連絡又は通報を行うものとする。

3 甲は、前項の連絡又は通報を受けたときは、速やかに関係機関と連携し、必要な対応を行う。

（個人情報の保護）

第 2 条 乙は、地域見守り活動により知り得た個人情報を漏らしてはならない。

（協議）

第 3 条 この協定の内容に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は協定締結後 1 年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 〇〇市町村〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇〇長 ○ ○ ○ ○

乙 住 所 〇〇市町村〇〇条〇丁目〇〇番〇号  
〇〇〇民間事業者  
理事長 ○ ○ ○ ○

【民間事業者との確認書のひな形】

確 認 書 (覚 書)

高齢者等のための地域の見守り活動に関する協力については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇市町村（以下「甲」という。）と〇〇〇民間事業者（以下「乙」という。）との間に締結した「〇〇〇市町村地域見守りネットワークに関する協定書」（以下「協定」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

（対象世帯）

第1条 協定の対象世帯は、乙が行う宅配システム（以下「〇〇〇〇」という。）及び、〇〇〇市町村内に居住する65歳以上の高齢者及び障がい者並びに子ども達（以下「対象者」という。）とする。

（乙の協力内容）

第2条 乙は、〇〇〇〇及び配食サービスに係る通常の配達業務において、〇〇〇〇・配食サービスの配達員が訪問先で次の各号のいずれかに該当する異変等を発見した場合は、当該配達員がその状況を総合的に判断し、必要に応じて甲に連絡するものとする。  
ただし、対象者が倒れているなどで緊急を要する場合は、乙から警察、消防署等に連絡するものとする。

- (1) 郵便受けに新聞や郵便物が相当量たまっているとき。
- (2) 物干しに干されている洗濯物の状況に変化がないとき。
- (3) カーテンが日中も閉められたままの状態又は夜間に閉められていない状態が数日間続いているとき。
- (4) 相当期間、除雪が行われている形跡がないとき。
- (5) 上記に掲げるもののほか異変等があると思われるとき。

（甲の連絡先）

第3条 前条に規定する甲の連絡先は、次のとおりとする。  
〇〇〇市町村（役場） 〇〇課 〇〇グループ（係）  
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

（対応日時）

第4条 この確認書（覚書）に基づいて甲と乙が対応する日及び時間は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは除く）の午前9時から午後5時までとする。

（その他）

第5条 乙は、この確認書（覚書）に基づく取り組みを円滑に実施するため、対象者の緊急連絡先を把握するほか、乙の組織内における緊急時の連絡体制を可能な限り整えるものとする。

この確認書（覚書）の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が各々押印のうえ、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 〇〇市町村〇〇町〇〇番地  
氏 名 〇〇〇長 〇 〇 〇 〇

乙 住 所 〇〇市町村〇〇条〇丁目〇〇番〇号  
〇〇〇民間事業者  
理事長 〇 〇 〇 〇

## 要援護者を把握するための取組について

平成24年10月22日（月）  
要援護者把握のための連携方策検討会議（第3回）開催結果

### 《趣旨》

高齢者や障がいのある方など、要援護者が地域において孤立化し、必要な支援を受けることができない事態を防止することは、行政に求められる重要な役割である。しかしながら、その実現には福祉に係る機関や団体はもとより、電気・ガス等の事業者や新聞販売店、郵便局など、道民生活に密接に関与される方々の理解と協力が不可欠である。

こうしたことから、支援を必要とする要援護者（情報）が市町村の相談（担当）窓口適切につながるよう、連携方策検討会議の賛同を得て、具体的な取組例として、その方策を示すもの。

### 《取組例》

#### 1. 孤立死防止に向けた啓発活動の推進

- ◆北海道、市町村、事業者等が、それぞれにおいて、積極的な啓発活動に取り組むことを決定
  - ・北海道としてリーフレットを作成
  - ・市町村、事業者が行う広報資料を例示
- ◆官民挙げて見守り意識を醸成するため、「共同宣言」を実施

#### 2. 市町村における庁内関係部署による連携

- ◆福祉、医療、税、住宅、水道等の関係部署による庁内連携会議を要綱により常設

#### 3. 行政と事業者による要援護者情報の共有

- ◆行政と事業者が情報共有する際の具体的な新たな仕組みづくりを決定（相談者→市町村（同意書）→事業者→市町村→相談者といった流れの中で、情報共有の手法や支援に至るまでの仕組みを例示）

#### 4. 連携組織の設置

- ◆地域での見守り活動を推進するための新たな会議を設置（検討会議を改組）

## 〇〇市町村 庁内関係部署連携会議設置要綱（例）

### （目的）

第1条 高齢者や障がいのある方など福祉的な支援を必要とする方々が、地域から孤立することのないよう、福祉担当部署、保健担当部署、医療担当部署、税務担当部署、住宅担当部署、水道担当部署など、直接住民と接し、様々な相談を受ける機会の多い庁内の各部署が、それぞれの立場で察知し得た要援護者に関する情報を共有し、また連携を図り、〇〇市町村における見守り体制を充実、強化することを目的に「庁内関係部署連携会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### （業務）

第2条 会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 庁内関係部署における要援護者の把握及び情報共有に関すること。
- 二 庁内関係部署における連携体制の構築に関すること。
- 三 庁内関係部署における要援護者の支援の実施状況に関すること。
- 四 その他、会議の目的達成のため必要と認められる事項。

2 各部署で把握された要援護者情報等は、〇〇課（福祉担当）において集約する。

### （構成）

第3条 会議は、福祉課、高齢福祉課、保健課、保護課、国民健康保険課、税務課、住宅課、〇〇課、〇〇課をもって構成する。

### （会議）

第4条 会議は、〇〇課長が必要に応じて構成員を招集し、その議長となる。なお、会議の庶務は、〇〇課において処理する。

### （守秘義務等）

第5条 会議で知り得た情報は、〇〇市町村個人情報保護条例の規定が適用される。

### （その他）

第6条 会議に関する事項は、この要綱に定めるもののほか議長が別に定めることができる。

附則 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。



## 孤立死に係る状況報告書

市町村名	
担当部課係名	部 課 係
	記入者職氏名： 電話：

事 案	死亡時の年齢	( ) 歳	性別	男 ( ) 女 ( )
	○発見までに要した日数 ( 日間) で発見			
	○公的サービス等受給の有無 ( 有 ・ 無 )			
	■生活保護 ( ) ■介護給付サービス ( )			
	■福祉サービス ( ) → (具体的内容: )			
	■その他 ( ) → (具体的内容: )			
	○発見のきっかけ			
	○発見が遅れた(と思われる)理由			
○安否確認の有無				
■有 ( )				
民生委員 ( ) → 月 ( ) 回				
地域包括支援センター ( ) → 月 ( ) 回				
その他 ( ) → 月 ( ) 回				
■無 ( )				
〔理由〕				
○事後の対応状況(再発防止に向けた取組)				

## ～ 記 載 例 ～

事 案	死亡時の年齢	( 70 ) 歳	性別	男 ( <input type="radio"/> ) 女 ( <input type="radio"/> )
	○発見までに要した日数 ( 約70日間 ) で発見			
	○公的福祉サービス等受給の有無 ( 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 )			
	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護 ( <input type="radio"/> ) <input checked="" type="checkbox"/> 介護給付サービス ( <input type="radio"/> ) <input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービス ( <input type="radio"/> ) → (具体的内容：例～社会福祉協議会の配食サービス) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( <input type="radio"/> ) → (具体的内容：例～ボランティアの家庭訪問による話し相手)			
	○発見のきっかけ			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主はこれまで、入院等で自宅を長期間不在にする時は、アパート管理会社に事前連絡したり、家賃集金月に不在にする分もまとめて支払いを行うなど、滞納がなかった。</li> <li>・ 今回は全くアパート管理会社に連絡が入らなかったことから、異変を感じたアパート管理会社が訪問を複数回行った後、警察官同行の上、自宅に立ち入り、発見に至った。</li> </ul>			
	○発見が遅れた(と思われる)理由			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主は、公的福祉サービス等は受けておらず、隔週の内科医院への通院とアパート管理会社による家賃集金以外、外部との接触はなかったことが発見が遅れた理由である。</li> </ul>			
○安否確認の有無				
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input type="radio"/> ) 民生委員 ( <input type="radio"/> ) → 月 ( <input type="radio"/> ) 回 地域包括支援センター ( <input type="radio"/> ) → 月 ( <input type="radio"/> ) 回 その他 ( <input type="radio"/> ) → 月 ( <input type="radio"/> ) 回  <input checked="" type="checkbox"/> 無 ( <input type="radio"/> ) [理由] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否確認が必要な単身高齢者については、地域包括支援センターと民生委員が情報共有し、民生委員が毎月訪問を行っている。</li> <li>・ しかし、主は通院はあるが、公的福祉サービス等は受けていなかったことから、健康であると判断し、安否確認の対象者とはしていなかった。</li> </ul>				
○事後の対応状況(再発防止に向けた取組)				
① 要援護者台帳の整備の見直しについて これまでの要援護者台帳は、75歳以上の単身高齢者に限られていたが、65歳以上の全ての高齢者世帯を対象とし、地域包括支援センターが「高齢者実態把握調査」を実施し、台帳を整備した。				
② 住民参加型高齢者生活支援等推進事業の実施について ボランティア組織、アパート管理会社も参画し意見交換を5回実施した結果、「見守り支援ネットワーク」を立ち上げ、定期会合を持つこととしたほか、地域包括支援センターにコーディネーターを配置し、要援護者台帳に登載された者を対象に支援を行うこととした。 さらに、地域福祉計画未策定だったことから、要援護者に対する見守り支援に重点を置いた計画を策定した。				

## 〇〇振興局地域での見守り体制連携連絡会議設置要綱（例）

### （目的）

第1条 高齢者や障がいのある方など福祉的な支援を必要とする方々が、地域から孤立することなく安心して暮らすことができる体制づくりを進めるため、〇〇総合振興局（振興局）と市町村が積極的に連携・協力し、情報の共有化を図るとともに、市町村における見守り体制づくりの推進を図るための方策等について協議することを目的として、「地域での見守り体制連携連絡会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 地域における見守り体制づくり等の取組の情報共有に関する事。
- 二 地域における見守り体制づくりの推進に必要な方策の検討に関する事。
- 三 その他、会議の目的達成のため必要と認められる事項。

### （構成）

第3条 会議は、次の各号に掲げる機関をもって構成する。

- 一 〇〇総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
- 二 管内市町村福祉担当部署
- 三 その他、必要と認めた関係部署・機関等

### （会議）

第4条 会議は、〇〇総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課長が必要に応じて構成員を招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要に応じ、関係部署・関係機関・団体等を会議に参加するよう求めることができる。

### （事務局）

第5条 会議の事務局は、〇〇総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課に置く。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関する事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 〇〇振興局 庁内関係部署連携会議設置要綱（例）

### （目的）

第1条 高齢者や障がいのある方など福祉的な支援を必要とする方々が、地域から孤立することなく安心して暮らすことができる体制づくりを進めるため、それぞれの関係部署が持つ情報を共有し、市町村の取組への支援策を協議するなど管内の見守り体制づくりの推進を図ることを目的に「庁内関係部署連携会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### （業務）

第2条 会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 市町村における見守り体制づくりの把握及び情報共有に関する事
- 二 庁内関係部署での市町村の見守り体制づくりへの支援に関する事
- 三 庁内関係部署における連携体制の構築に関する事
- 四 その他、会議の目的達成のため必要と認められる事項。

### （構成）

第3条 会議は、次の各号に掲げる部署をもって構成する。

- 一 保健環境部社会福祉課
- 二 保健環境部児童相談室子ども支援課
- 三 保健環境部保健行政室企画総務課
- 四 総務課
- 五 課税課
- 六 納税課
- 七 産業振興部商工労働観光課
- 八 建設管理部建設行政室建設指導課
- 九 その他、必要と認めた関係部署

### （会議）

第4条 会議は、保健環境部社会福祉課長が必要に応じて構成員を招集し、その議長となる。なお、会議の庶務は、保健環境部社会福祉課において処理する。

2 会議は、必要に応じ議題に関連する関係部署のみをもって開催することができる。

### （その他）

第5条 会議に関する事項は、この要綱に定めるもののほか、議長が別に定めることができる。

附則 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 別紙 8

### 地域での見守り活動連携会議設置要綱

#### (目的)

第1条 高齢者や障がいのある方など、福祉的な支援を必要とする方々が、地域から孤立することなく安心して暮らすことができる体制づくりを進めるため、市町村と関係機関や民間事業者などが積極的に連携・協働し、地域における見守り活動を推進することを目的として、「地域での見守り活動連携会議」（以下「会議」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における見守り活動に関する取組の情報共有
- (2) 地域における見守り体制づくりの推進に必要な方策の検討
- (3) その他、会議の目的達成のため必要と認められる事項

#### (構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる機関、団体をもって構成することとし、座長は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課長の職にある者を充てる。

- (1) 北海道
- (2) 北海道警察本部
- (3) 北海道市長会
- (4) 北海道町村会
- (5) 日本赤十字社 北海道支部
- (6) 社会福祉法人 北海道共同募金会
- (7) 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
- (8) 一般社団法人 北海道町内会連合会
- (9) 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
- (10) 一般財団法人 北海道老人クラブ連合会
- (11) 一般社団法人 日本ガス協会 北海道部会
- (12) 一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 北海道支部
- (13) 一般社団法人 北海道LPガス協会
- (14) 北海道石油業協同組合連合会
- (15) 北海道電力株式会社
- (16) 株式会社 朝日新聞社 北海道支社
- (17) 株式会社 北海道新聞社
- (18) 株式会社 毎日新聞社 北海道支社
- (19) 株式会社 読売新聞東京本社 北海道支社
- (20) 日本郵便株式会社 北海道支社
- (21) 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 北海道支部
- (22) 公益社団法人 全日本不動産協会 北海道本部
- (23) 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 北海道支部
- (24) 一般社団法人 北海道共同住宅協会
- (25) 公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会
- (26) 生活協同組合 コープさっぽろ
- (27) その他座長が必要と認めた団体等

#### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 会議は、必要に応じ議題に関連する構成機関等のみをもって開催することができる。

#### (事務局)

第5条 会議の事務局は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課に置く。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関する事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は、平成24年11月29日から施行する。  
附則 この要綱は、平成25年12月26日から施行する。  
附則 この要綱は、平成26年12月22日から施行する。  
附則 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。  
附則 この要綱は、平成29年8月4日から施行する。

## 要援護者の見守り体制づくりに係る通知等

### 地域福祉課

年月日	内 容
H23. 3策定	「孤立死防止に向けた取組事例集」
H24. 1. 25 福祉第2724号	「市町村における地域支え合い体制の推進について」
H24. 1. 30 福祉第2762号	「民生委員・児童委員等に対する要援護者の情報提供及び市町村地域福祉計画の策定について」
H24. 2. 24 福祉第3049号	「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」
H24. 3. 28 福祉第3404号	「要援護者を地域で支える体制づくりに関する調査結果等について」
H24. 4. 26 福祉第269号	「民生委員・児童委員の活動等に対する地域住民への普及啓発について」
H24. 5. 14 福祉第387号	「地域の見守り意識の醸成について」
H24. 5. 14 福祉第394号	「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」
H24. 8. 7 福祉第1005号	「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」
H24. 12策定	「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」
H26. 6. 4 事務連絡	「孤立死」対策としての見守り活動に係る個人情報の取扱事例集について

### 高齢者保健福祉課

年月日	内 容
H23. 3策定	「北海道型の地域包括ケア推進に向けて 地域住民との協働による安心して暮らせる地域づくり」22年度北海道介護予防・地域包括ケア市町村支援委員会報告
H23. 3策定	「地域住民との協働による安心して暮らせる地域づくりガイドブック」
H23. 8策定	「安心して暮らせる地域づくりガイドブック資料編」
H24. 3策定	「地域住民との協働による安心して暮らせる地域づくりガイドブック実践編」
H24. 4. 23 高福第133号	「地域包括支援センター等において地域の見守り活動等を構築する場合の個人情報の取扱いについて」
H24. 6. 7 高福第344号	「住民参加型高齢者生活支援等推進事業費補助金交付要綱の制定について」

### 障がい者保健福祉課

年月日	内 容
H22. 3. 31 障福第3507号	「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例地域づくりガイドラインについて」
H24. 3. 6 障福第3443号	「地域において支援を必要とする障がい児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」
H24. 8. 7 障福第1490号	「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための協力について」
H24. 8. 16 障福第1575号	「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例地域づくりガイドラインの一部改正について」

■ 各総合振興局（振興局）への報告先一覧

名 称 住 所	電話番号（直通）
空知総合振興局保健環境部社会福祉課 068-8588 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0105
石狩振興局保健環境部社会福祉課 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	011-204-5861
後志総合振興局保健環境部社会福祉課 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎	0136-23-1931
胆振総合振興局保健環境部社会福祉課 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル	0143-24-9836
日高振興局保健環境部社会福祉課 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9472
渡島総合振興局保健環境部社会福祉課 041-8558 函館市美原4丁目6番16号渡島合同庁舎内	0138-47-9531
檜山振興局保健環境部社会福祉課 043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6651
上川総合振興局保健環境部社会福祉課 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号上川合同庁舎	0166-46-5982
留萌振興局保健環境部社会福祉課 077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8317
宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課 097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2573
オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課 093-8585 網走市北7条西3丁目オホーツク合同庁舎	0152-41-0687
十勝総合振興局保健環境部社会福祉課 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8516
釧路総合振興局保健環境部社会福祉課 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54	0154-43-9251
根室振興局保健環境部社会福祉課 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5459
北海道保健福祉部福祉局地域福祉課 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5267